

大郷地区避難場所等検討調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山形市北西部に位置する大郷地区（以下「当地区」という。）は、須川、馬見ヶ崎川、貴船川、逆川に囲まれ、優良な農地が広がる地域である。一方で、このような地勢から、大雨等による洪水のリスクが懸念され、山形市洪水ハザードマップでは、当地区のほとんどが浸水想定区域に指定されているが、洪水時における指定緊急避難場所まで距離があることから、避難に時間を要する状況である。

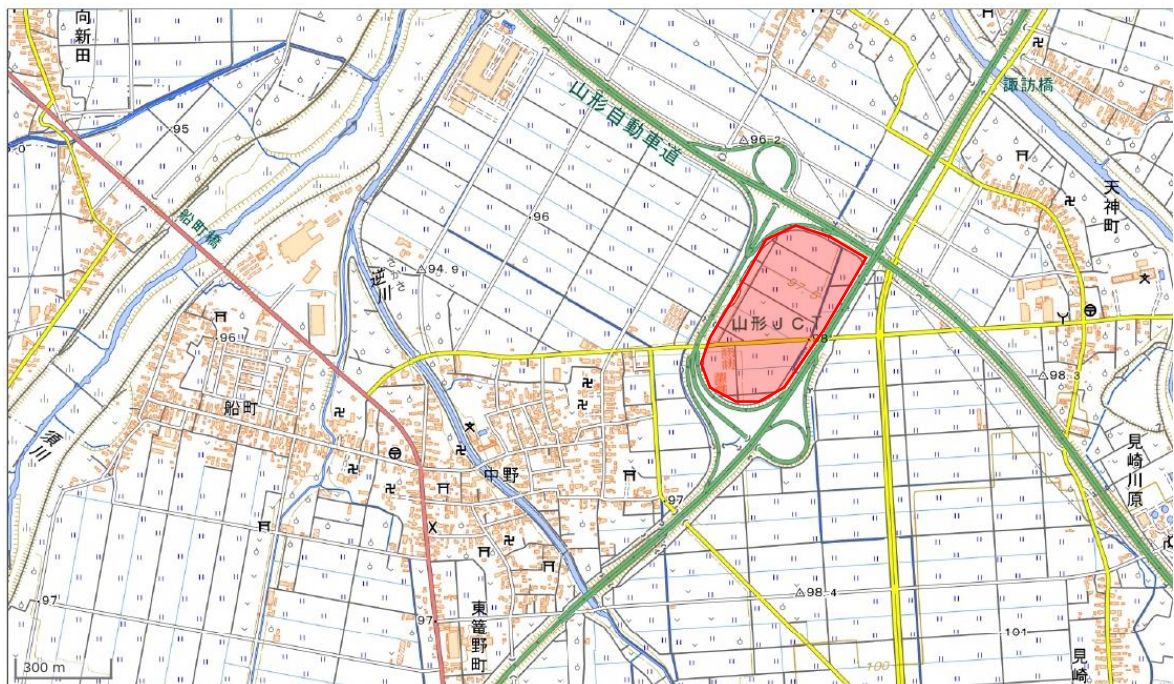
近年、国内各地で洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間強雨の回数が増加している背景も踏まえると、当地区における避難場所等の確保は急務と捉えている。

このような状況から、山形市では、山形自動車道と東北中央自動車道を接続する山形ジャンクション周辺エリアへの避難場所等の確保に向けた検討・調査を行っている。

その中で、当地区での水害発生時における避難を想定した避難シミュレーション等により避難場所等の確保に向けた計画要件や、整備パターンの検討に必要な調査を行うこととし、その業務を行う事業者について、公募型プロポーザル方式により優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。

2 調査対象地

山形市馬洗場及び藤治屋敷地内（赤色のエリア）



出典：国土地理院地図を加工して作成

3 本業務に関する事項

(1) 業務名

大郷地区避難場所等検討調査業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「大郷地区避難場所等検討調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選考された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更する場合がある。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、事業者との協議により変更となる場合がある。

(4) 業務規模（提案上限額）

8,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 提案を求めるもの（審査対象等）

本プロポーザルでは、以下の項目について提案を求める。なお、昨年度に実施した調査対象地におけるボーリング調査等の結果から、当該地周辺の地盤の脆弱性が確認されたため、避難場所等の検討においては、周辺施設への影響を考慮し、その荷重等を踏まえた地盤対策の実施を想定している。また、避難場所等に付加する機能についても今後検討していく予定である。

【提案事項】

- (1) 調査対象地区の把握
- (2) 避難場所等の機能の整理
- (3) 調査対象地における計画要件の検討
- (4) 避難場所等の整備パターンの検討
- (5) 避難場所等の整備に向けたロードマップの検討

5 スケジュール

公募開始から優先交渉権者決定までのスケジュールは以下のとおりである。なお、変更となる場合には市公式ホームページ等により周知する。

| 内 容 | 日 程 |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 公募開始及び資料等の公開 | 令和6年6月24日(月) |
| (2) 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間 | 令和6年7月1日(月)午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年7月5日(金) |
| (4) 参加申込受付期限(※) | 令和6年7月12日(金)午後5時まで |
| (5) 参加要件適格確認結果の通知 | 令和6年7月19日(金) |
| (6) 企画提案書等の提出期限(※) | 令和6年7月26日(金)午後5時まで |
| (7) 書類審査結果の通知 | 令和6年7月31日(水) |
| (8) プレゼンテーション審査 | 令和6年8月8日(木) |
| (9) 審査結果通知 | 令和6年8月下旬 |

※ 窓口にて提案書等の提出ができる日時は日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までの間に限る。

6 参加者の資格要件

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独の法人若しくは複数の法人又は個人で構成されるグループ(以下「グループ」という。)とし、次の要件を全て満たすこと。

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ・ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644号の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ・ 山形市契約規則(昭和39年市規則第18号)第12条第1項第5号に該当する者でないこと。
- ・ 山形市契約規則(昭和39年市規則第18号)第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、市の指名停止期間中でないこと。なお、現在競争入札参加資格者名簿に登載されていない者も企画提案書等を提出することができるが、委託契約を締結するまでの間に登録すること。
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ・ 税の滞納がないこと。

(2) グループでの参加

グループで参加する場合は、次の事項に留意すること。

- ・ グループを構成する代表事業者及び共同で参加する事業者(以下「共同参加事業者」という。)は、6(1)の参加要件等を満たした者であること。
- ・ 代表事業者が市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うこと。
- ・ 代表事業者及び業務遂行に大きく影響する共同参加事業者の変更は、原則として認めない。
- ・ 共同参加事業者となった事業者は、他のグループの共同参加事業者を兼ねることや、単独で参加することはできない。

7 参加の手續等

(1) 実施要領及び仕様書に関する質問

本実施要領及び仕様書に関する質問は、次のとおり受け付ける。

① 質問の受付期間

令和6年6月24日(月)～7月1日(月)午後5時

② 質問の提出方法

質問書(様式第1号)により、「10 連絡先及び提出先」あてメールにて提出すること。件名は「大郷地区避難場所等プロポーザル質問書提出」とすること。

なお、口頭及び電話での質問は受け付けない。

③ 質問への回答

質問に関する内容及び回答(以下「質問回答書」という。)は、令和6年7月5日(金)までに市ホームページに質問回答書を公開することで回答する。なお、質問回答書をもって、本実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とする。

(2) 参加申込及び参加要件の適格性の確認

本プロポーザルに参加を表明する者は、参加申込書及び参加要件の適格性の確認に必要な書類を次のとおり提出すること。

① 提出期限

令和6年7月12日(金)午後5時まで(必着)

② 提出書類及び提出方法

以下の書類を各1部、持参又は郵送等により「10 連絡先及び提出先」あて提出すること。

〈提出書類〉

ア 参加申込書(様式第2号)

※グループで参加の場合は、共同参加事業者構成表明書(様式第2号別紙)も併せて提出すること。

イ 会社概要及び業務実績書(様式第3号)

ウ 誓約書(様式第4号)

エ 秘密保持誓約書(様式第5号)

オ 直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに市に本社又は支社がある者に対しては法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

※ グループで参加する場合、イ～オは事業者ごとに作成し提出すること。

③ 参加要件の適格性の確認及び通知

提出された書類を基に参加要件の適格性の確認を行い、令和6年7月19日(金)までにその結果をメールにより通知する。

なお、確認の結果、参加要件を満たしていない者に対しては、本プロポーザルへの参加を認めない。

(3) 企画提案書等の提出

参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等（以下「提出書類」という。）を提出すること。

① 提出期限

令和6年7月26日（金）午後5時まで（必着）

② 提出書類及び提出方法

以下の提出書類（10部、提出書類のデータを保存したCD-R又はDVD-R1枚）を持参又は郵送等により「10 連絡先及び提出先」あて提出すること。

〈提出書類〉

ア 企画提案提出書（様式第6号）

イ 企画提案書（様式第7号）

- ・ A3判横（片面）4枚以内にまとめ、左上をステープラ留めし、A4判に折りたたんで提出すること。
- ・ 企画提案書に記載する項目は4に掲げる事項を基本とするが、項目の追加や記載順、レイアウト等は特に定めない。
- ・ 企画提案書の補足資料がある場合は、任意の様式で作成し、同部数を提出すること。
- ・ 市が企画提案内容を適正かつ効率的に評価できるよう難解な語句等に注釈や解説を加え、図表を用いる等、簡潔かつ明瞭で理解しやすい表現で記述すること。
- ・ 複数の企画提案書を提出することは認めない。

ウ 業務実施体制書（様式第8号）

エ 経費見積書（様式第9号）

- ・ 見積金額は審査のために利用するものであり、契約金額とはならないものとする。
- ・ 見積金額の内訳は詳細かつ具体的に記載すること。

③ 企画提案の辞退

提案を取り下げる場合は、辞退届（様式第10号）を提出すること。なお、提出期限後から契約締結までの間に参加要件を満たさなくなった場合にも、辞退届を提出すること。辞退届提出後の参加は認めない。

8 優先交渉権者の選考に関する事項

(1) 審査委員会の設置

審査は、優先交渉権者の選考を公平かつ適正に実施するために設置する大郷地区避難場所等検討調査業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。なお、議事内容は非公開とする。

(2) 審査の方法及び日時等

審査委員会において、以下の①及び②の方法により、別紙「審査基準表」に定める審査基準に基づき参加者の提案を評価し、各審査委員の評価点の合計得点が最も高く、かつ配点合計の60%以上となった提案を最優秀提案とし、その提案をした者を優先交渉権者とする。

① 書類審査

参加者の中からプレゼンテーション審査に参加できる者（5者程度）の選考を目的とし、審査基準に基づき総合的に評価する。書類審査の結果は、令和6年7月31日（水）までにメールにて通知し、プレゼンテーション審査参加者には時間及び場所等の詳細も併せて通知する。

② プレゼンテーション審査

ア 日時 令和6年8月8日（木）

イ 会場 山形市役所又は近隣施設

ウ 方法 参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会において、審査基準表に基づき総合的に評価する。

なお、審査に参加する者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

また、合計点の最も高い者が2者以上のときは、8(3)に掲げる「2 業務実施方針及び手法等に関する事項」が高い提案者を上位とする。

エ 説明要領

- ・参加人数は3名までとし、説明は原則として本業務に携わる予定の者が行うこと。
- ・1者当たりの時間はプレゼンテーション15分、質疑応答25分とする。ただし、参加者数により変更になる場合があり、詳細は別途通知する。
- ・順番は、事業者名（グループの場合は代表事業者名）の五十音順とする。
- ・プロジェクター、スクリーン、ポインターは市が準備する。その他PC等の必要機材は提案者が準備すること。
- ・提出書類は、事前に市が審査委員に配付する。なお、プレゼンテーション時の追加資料は認めない。
- ・他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 審査項目

審査項目は、以下の項目とし、詳細は別紙「審査基準表」に定める。

| 項目 | 審査概要 | 配点 |
|---------------------|--|------|
| 1 事業者に関する事項 | (1) 業務実績 (2) 業務実施体制 (3) 地域要件 | 20点 |
| 2 業務実施方針及び手法等に関する事項 | (1) 調査対象地区の把握 (2) 避難場所等の機能の整理 (3) 調査対象地における計画要件の検討 (4) 避難場所等の整備パターンの検討 (5) 避難場所等の整備に向けたロードマップの検討 | 60点 |
| 3 プレゼンテーション | 姿勢・意欲 | 10点 |
| 4 価格に関する事項 | 本業務に関する価格 | 10点 |
| 合計点 | | 100点 |

(4) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・本実施要領に定める事項に違反した場合
- ・提出された見積金額が提案上限額を超える場合
- ・提出書類に不備又は明らかな虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- ・その他本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 審査結果の通知・公表

審査結果は、全ての参加者（グループで参加の場合は代表事業者にのみ）に対して文書により通知し、審査結果の概要を市ホームページで公表する。

(6) 審査への異議等

審査の内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議の申立ては受け付けない。

(7) 事業者の内定

市は、優先交渉権者と提案内容や契約内容について協議等を行い、契約を締結する相手として適正であると判断した場合に、事業予定者の決定を通知し、本業務の受託者として内定する。

なお、契約の締結について合意に至らない場合や、優先交渉権者が市の交渉相手として不適切であると判断される場合には、次点の交渉権者（ただし、合計得点が配点合計の60%以上となった者に限る。）との協議を開始する。

9 留意事項

(1) 費用の負担

参加に関し必要な費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類等の変更の禁止

一度提出した書類の訂正・変更等は、原則として認めない。ただし、誤字等の修正及び市が必要と認めるときは、この限りでない。

(3) 使用言語及び単位

提出書類等の作成に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(4) 著作権

提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり市が必要と認めるときは、当該参加者の同意を得た上で、提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(5) 提出書類等の取扱い

提出書類等につき、参加者名、業務計画概要、その他提案内容等について公開することがある。著作権及び工業所有権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）等、無体財産権その他の権利を提案に使用する場合、参加者が権利者の承諾を得るものとし、その結果生じた責任は参加者が負うものとする。なお、提出書類等は返還しない。

(6) 補足資料の提出

審査において、提案内容についての補足資料の提出を求める場合がある。

(7) 情報公開

提出された書類について、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報を除く。なお、審査委員会による優先交渉権者選考前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開となる。

(8) その他

提案に当たって、参加者は自らの責任において、関連法令並びに市の条例、計画等を精査し、関連法令等に違反しない実現可能な計画とすること。

10 連絡先及び提出先

山形市企画調整部 企画調整課 プロジェクト推進係
〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL 023-641-1212（内線221・222）
MAIL kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

別紙 審査基準表

| 審査項目 | | 審査の視点 | 配点 |
|---------------------|---------------------------|---|------|
| 1 事業者に関する事項 | (1) 業務実績 | ・業務を遂行するに当たり、同種又は類似業務の実績を十分に有しているか。 | 5点 |
| | (2) 業務実施体制 | ・本業務を遂行するに当たり、市との調整や連携も含め、円滑に業務を遂行できる体制が確保されているか。 | 10点 |
| | (3) 地域要件 | ・本市に本社又は支社、支店、営業所等があるか（グループ提案の場合は構成企業も含む）。 | 5点 |
| 2 業務実施方針及び手法等に関する事項 | (1) 調査対象地区の把握 | ・当地区の現状について、的確に把握する手法が具体的に示されているか。 | 10点 |
| | (2) 避難場所等の機能の整理 | ・避難場所等に関する機能について、的確に整理し、検討する手法が具体的に示されているか。 | 10点 |
| | (3) 調査対象地における計画要件の検討 | ・避難場所等の計画要件の検討において、住民の避難経路や人流についての的確にシミュレーションし、分析する手法が具体的に示されているか。 | 20点 |
| | (4) 避難場所等の整備パターンの検討 | ・避難場所等の整備パターンについて、的確に整理し、検討する手法が具体的に示されているか。 | 10点 |
| | (5) 避難場所等の整備に向けたロードマップの検討 | ・ロードマップにおいて必要な調査及び検討事項や期間について合理的なものとして具体的に示されているか。 | 10点 |
| 3 プレゼンテーション | 姿勢・意欲 | ・当地区における地域の特性や災害リスク、本業務内容を十分に理解し、本業務に対する基本的な考えが具体的かつ適切に示されているか。 ・企画提案書の内容を分かりやすく説明しているか。また、質疑に対して的確かつ簡潔明瞭に回答しているか。 | 10点 |
| 4 価格に関する事項 | 本業務に関する価格 | ・評価点＝配点（10点）×（最低見積額÷当該提案者の見積額） ※小数点以下切捨て ※企画提案書の提出者が1者のみの場合は6点（10×0.6）とする。 ※不当な入札価格と認める場合（概ね他の事業者の平均見積額の1/2以下の額）は、評価点を減点することがある。 | 10点 |
| 合計 | | | 100点 |